

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

( 答 申 第 72 号 )

令和4年8月16日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

## 答 申

### 第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

#### 1 保有個人情報開示請求

令和3年4月23日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「〇〇年〇〇月〇〇日、教育委員会コンプライアンス推進委員に「不適切な事案の申出」をし、同年〇〇月〇〇日に、当時の〇〇職員支援室長から、「同件はハラスメントに該当しない。」旨の言葉を受けました。このことは、別添、「相談対応の流れ」に沿って、事実関係の有無を調査し、誤解であると判断した結果であると思慮します。よって、「職員支援室長が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書一式」の公開を求めます。」

#### 2 実施機関の決定

令和3年5月10日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）は存在しないとして条例第22条第2項の規定に基づき、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

令和3年5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

### 第3 審査請求の趣旨

本件保有個人情報の開示を求めるものである。

### 第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 〇〇年〇〇月、審査請求人が、〇〇から違法行為の強要（パワーハラスメント）を受けたことから、教育委員会のコンプライアンス推進員に通報を行ったところ、同年〇〇月に同推進員及び職員支援室長からハラスメントには当たらないとの報告を受けた。
- 2 本件処分の理由として「開示請求に係る保有個人情報が存在しない。」とのことだが、職員の生命に関わる事案であったにも関わらず、職員支援室内に関係書類（記録やメモなど）及び判断を決定するに至った保有個人情報が存在しないなどあり得ないことである。
- 3 実施機関は、「個人情報及び公文書における文書の作成は規定しておらず、ハラスメントには該当しない旨の報告をするために同席したものである」と主張しているが、誰がどのようにしてハラスメントには該当しないと決定できるのか。職員支援室長の主観だけで当該案件について

ては、ハラスメントに該当しないと判断されたのか。大津市職員に対する「心身に重大な危険を生じさせる恐れのある行為」の是非について、職員支援室長だけの判断で決定できるはずがなく、そのようなことがあれば大問題である。ゆえに、上記判断に至った関係書類及び判断を決定した文書等が存在しないなどの理由は成立せず、組織をもって対応しているはずである。

- 4 ハラスメント相談窓口である職員支援室長とコンプライアンス推進員には公務上のこととして相談したのであり、公務時間外に職場の知り合いに相談したのではない。公務上起きたハラスメント事案を、上記の2人が公務として相談を受け、通報を誤解であると判断したにもかかわらず、記録がないということはあり得ない。
- 5 職員支援室だけでなく、関係機関で協議された議事録、決定に至った経緯、処理方針を開示してほしい。
- 6 ハラスメントの疑い連絡票の作成の次の段階の文書、ハラスメントの有無の判断を誰がして、その判断は何に基づいてされたのかの文書が一切ないというのがあり得ない。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 「職場におけるハラスメントの防止について」のマニュアルでは、パワー・ハラスメントの判断基準やハラスメント相談・対応フロー図は示しているが、文書の作成は規定していない。
- 2 本件保有個人情報の範囲について、ハラスメントの申出該当性の判断理由等を記載した書類と捉えて本件処分を行った。関連する文書として、ハラスメント相談があったときに作成する連絡票や健康相談記録等が存在するが、これらについては本件開示請求とは別に開示をしている。
- 3 ハラスメント該当性の判断は、コンプライアンス推進員と職員支援室長が協議して行った。現在であれば協議記録を残しているが、〇〇年当時は、ハラスメントに該当しないと判断した場合には、文書で残すべき特段の事情がない限り口頭で処理していた。
- 4 なおハラスメントに該当すると結論を出した場合には、大津市公正職務審査委員会等に判断を仰ぐため、該当すると考えた理由に関する書類を作成するが、当該申出についてはハラスメントには該当しないと判断したため判断理由に関する書類は作成していない。
- 5 当該ハラスメント相談については、ハラスメントには該当しない旨の報告をするために同席したものであり、職員支援室では判断に至る関係記録をとっていない。よって、判断に至った関係書類及び判断を決定した文書は存在しないため保有個人情報不開示決定を行った。

## 第6 審査会の判断理由

- 1 本件開示請求について  
実施機関は、本件開示請求に対して本件保有個人情報を作成又は取得しておらず存在しないとして不開示決定を行った。  
審査請求人は、これを不服として本件保有個人情報の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。
- 2 本件保有個人情報の存否について

(1) 審査請求人が開示を求める文書は、上記第2 1 のとおり「職員支援室長が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書一式」である。

ただし、「ハラスメントの疑い連絡票」は既に開示されており、この点については審査請求人と実施機関との間に争いはない。

審査請求人は、そのうえで上記「職員支援室長が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書一式」の開示を求めているのであるから、本件開示請求で開示を求める文書の対象は既に開示されている「ハラスメントの疑い連絡票」を除く「職員支援室長が誤解であると判断に至った関係書類及び判断を決定した文書一式」の趣旨であると解するのが相当である。

以下、上記開示請求の対象を前提として審査会の判断理由を述べる。

(2) 実施機関は、当該ハラスメント相談について「大津市ハラスメントの防止等に関する指針」及び同指針を元に策定された〇〇年当時のマニュアルには、ハラスメント相談対応に際しての文書作成義務は規定されていないと説明する。

この点、当審査会で、同指針及びマニュアルを確認したところ、ハラスメントの申出・相談があった場合、相談を受けた者が「事実関係を正確に把握し、記録する。」との記載が認められた。よって、同指針及びマニュアルに基づき調査結果としての事実関係については記録文書を作成する必要があるが、その事実関係を基にしたハラスメントの有無に関する判断理由、または検討経過等に関する文書作成は必ずしも必要とされていなかった。

上記(1)で述べた「ハラスメントの疑い連絡票」には、相談受付日、受付者、相談の具体的な内容等が記載されている。このような記載内容からすれば、「ハラスメントの疑い連絡票」が、同指針及びマニュアルに則って作成された事実関係についての記録文書に当たるものと認められる。そして、上記のとおり判断理由や検討経過等に関する文書の作成は必ずしも必要とはされていなかったのであるから、「ハラスメントの疑い連絡票」以外に作成又は取得された保有個人情報が存在しないことについて、実施機関の説明に特段不合理な点はない。

これに対し審査請求人は組織としての判断である以上は文書等がないことはあり得ないと指摘するが、当時の同指針及びマニュアルの記載内容からすれば、実施機関の説明を覆すほどの不合理性が認められるとまでは言えない。

(3) なお実施機関によれば、現在では、ハラスメントに該当しないと判断した場合でも、判断経過に関する記録を作成しているとのことである。当審査会としては、公文書作成の趣旨である意思決定過程の検証可能性の観点から、現在の運用が望ましいと考えている旨を付言する。

### 3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 6月29日	諮問書の受理
令和3年11月17日	実施機関からの事情聴取

	審査請求人の意見陳述 審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月23日	審議
令和4年 7月 4日	審議
令和4年 8月 4日	審議
令和4年 8月16日	答申